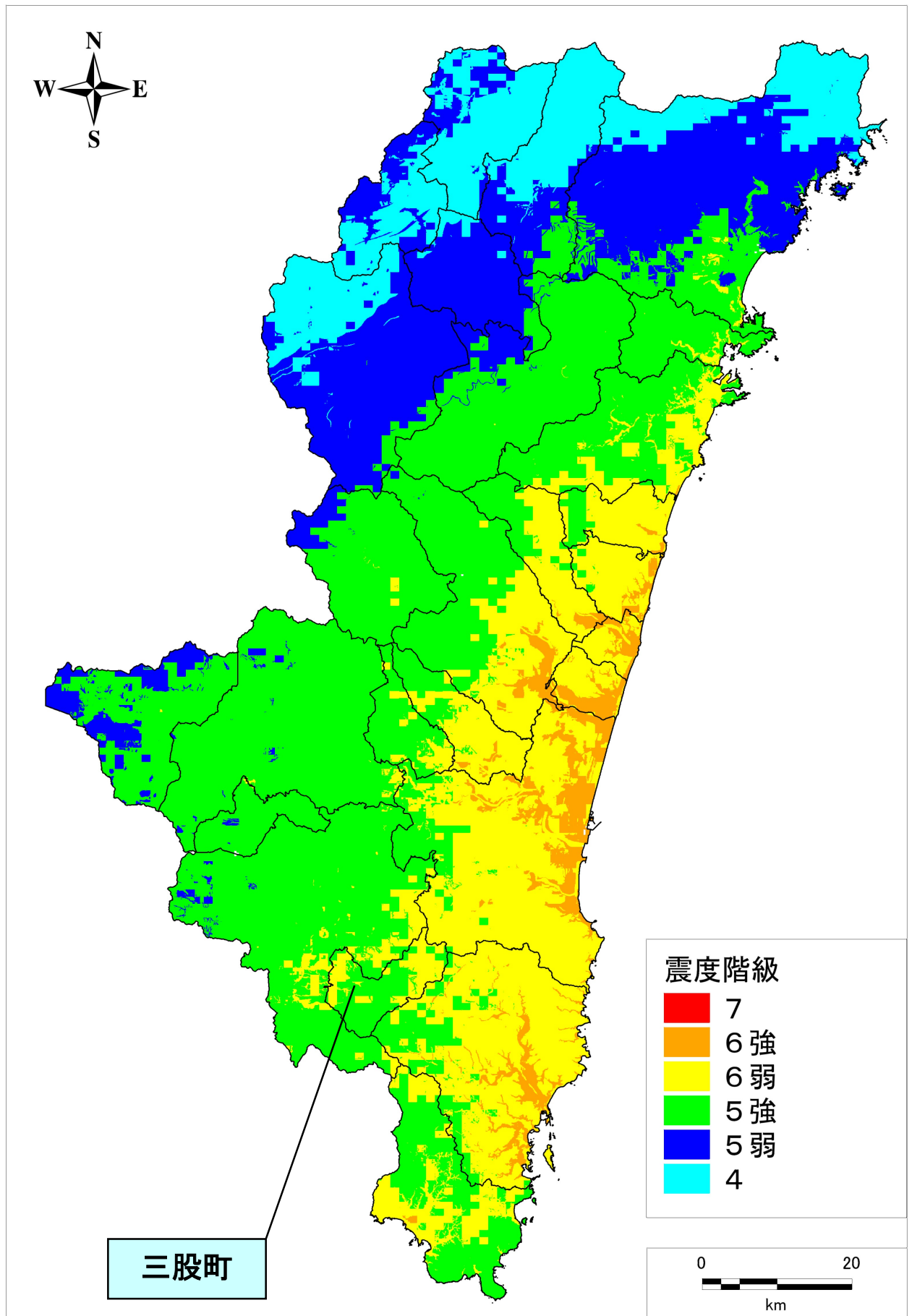


三股町建築物耐震改修促進計画

－資料編－

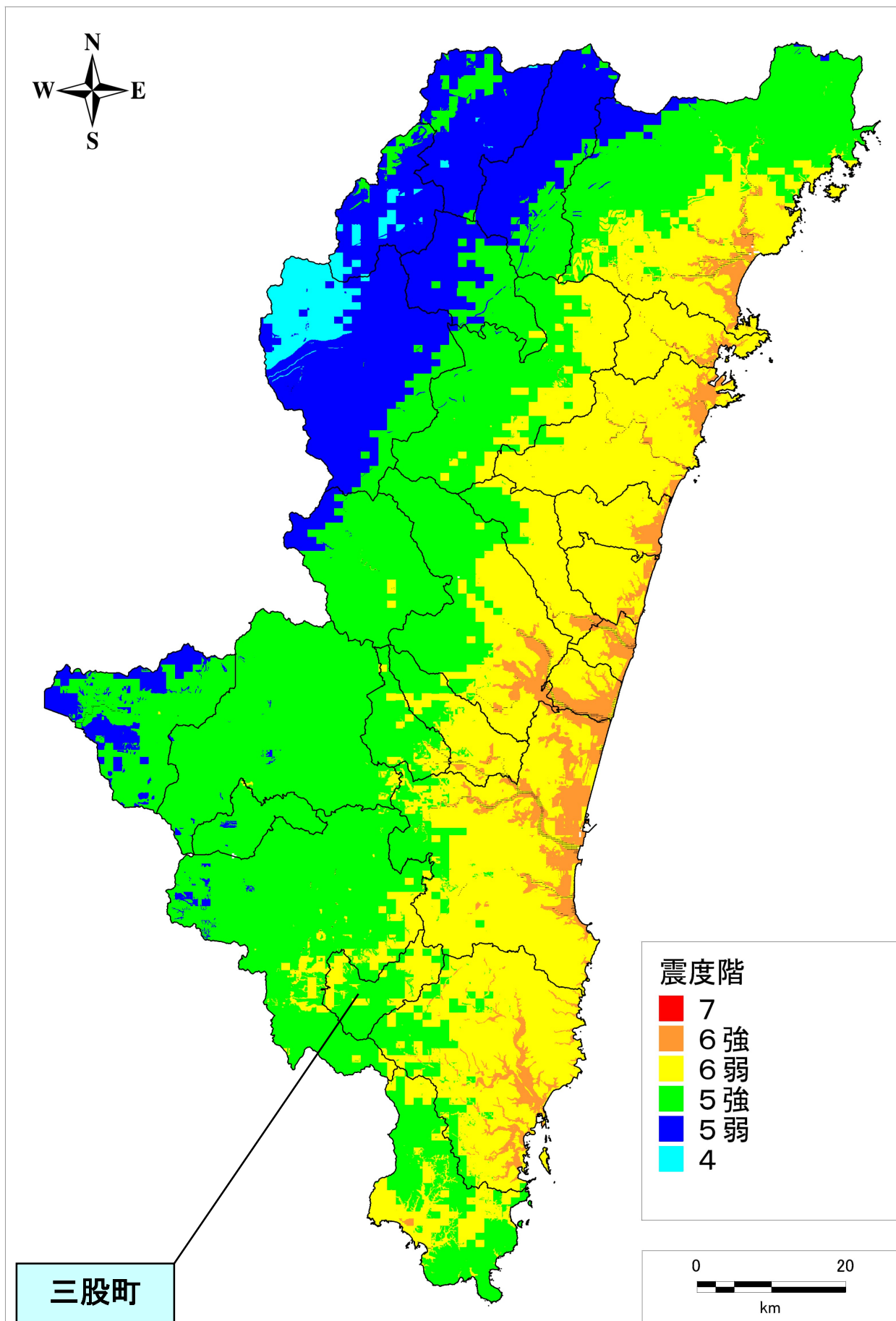
1	震度分布図（日向灘南部地震）	図 - 1	・ ・ ・ ・ ・	13
2	震度分布図（日向灘北部地震）	図 - 2	・ ・ ・ ・ ・	14
3	震度分布図（えびの－小林地震）	図 - 3	・ ・ ・ ・ ・	15
4	震度分布図（東南海－南海地震）	図 - 4	・ ・ ・ ・ ・	16
5	震度分布図（南海トラフ地震）	図 - 5	・ ・ ・ ・ ・	17
6	震度分布図（宮崎県独自）	図 - 6	・ ・ ・ ・ ・	18
7	液状化危険度分布図（日向灘南部地震）	図 - 7	・ ・ ・ ・ ・	19
8	液状化危険度分布図（日向灘北部地震）	図 - 8	・ ・ ・ ・ ・	20
9	液状化危険度分布図（えびの－小林地震）	図 - 9	・ ・ ・ ・ ・	21
10	液状化危険度分布図（南海トラフ地震）	図 - 10	・ ・ ・ ・ ・	22
11	液状化危険度分布図（宮崎県独自）	図 - 11	・ ・ ・ ・ ・	23
12	緊急輸送道路ネットワーク計画図（宮崎県）	図 - 12	・ ・ ・ ・ ・	24
13	耐震改修促進法における規制対象一覧	図 - 13	・ ・ ・ ・ ・	25

1 震度分布図（日向灘南部地震） 図 - 1



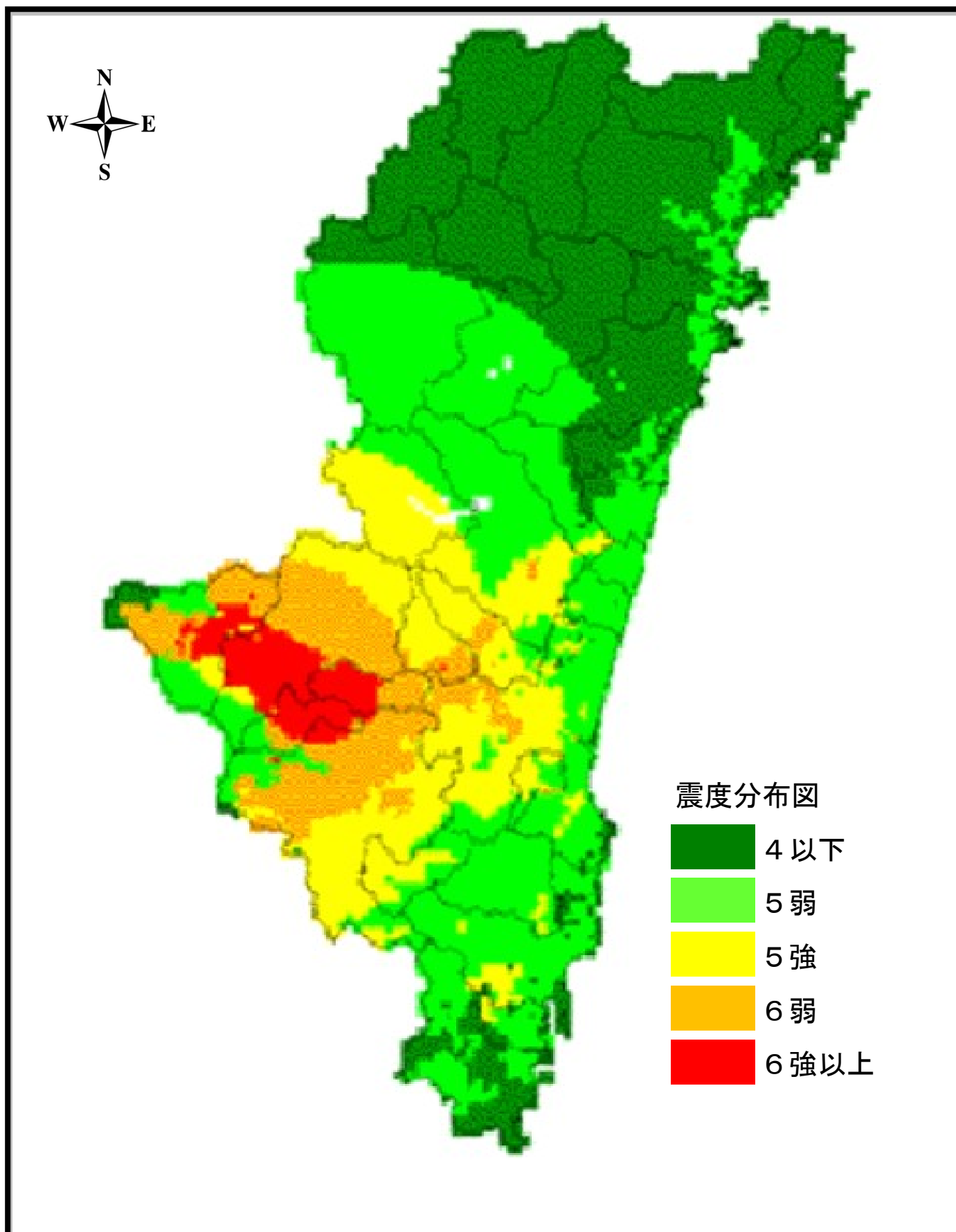
（出典：令和2年度宮崎県地震・津波被害想定更新調査業務（日向灘地震）報告書）

2 震度分布図（日向灘北部地震）図 - 2



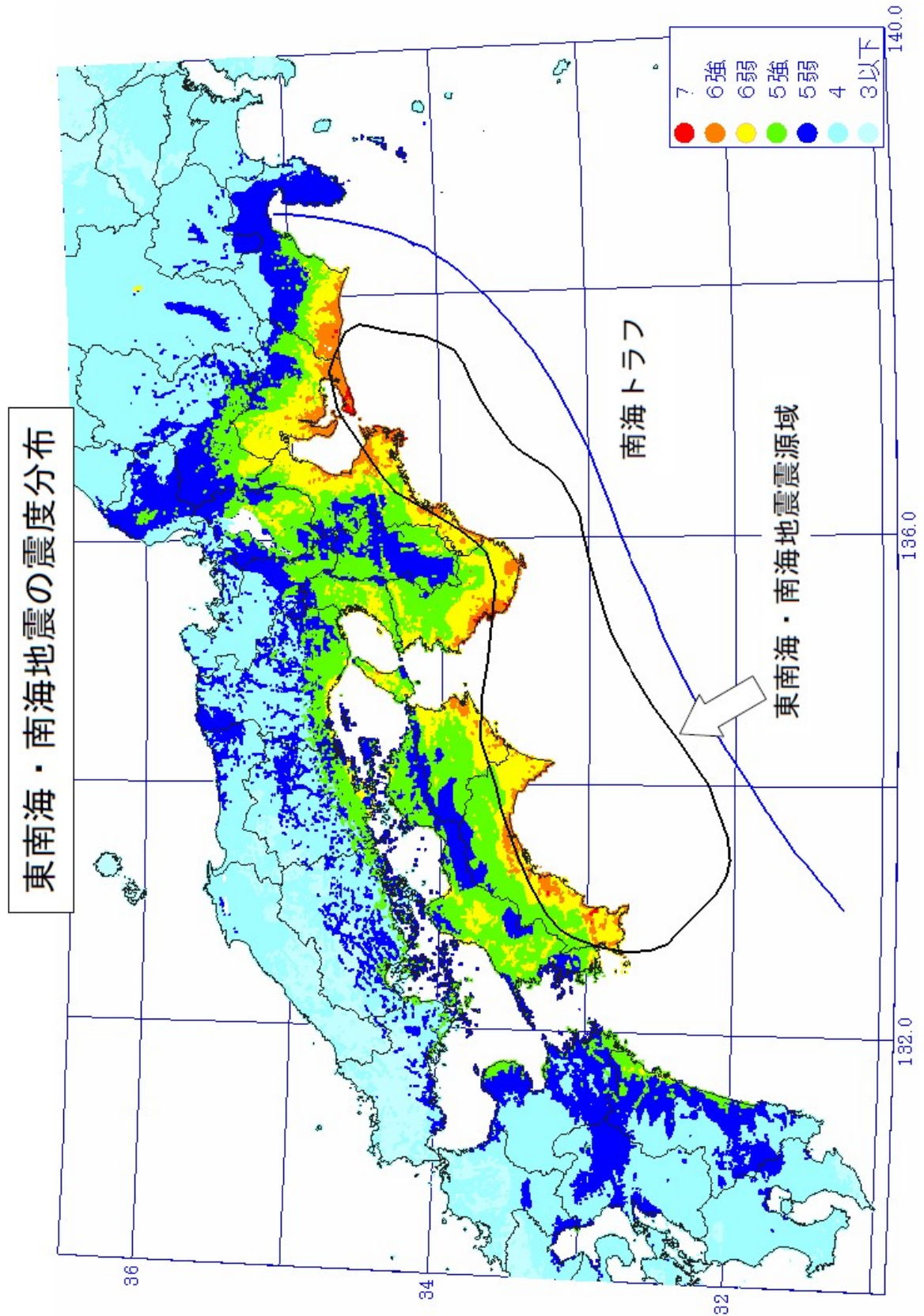
(出典：令和2年度宮崎県地震・津波被害想定更新調査業務（日向灘地震）報告書）

3 震度分布図（えびの一小林地震）図 - 3

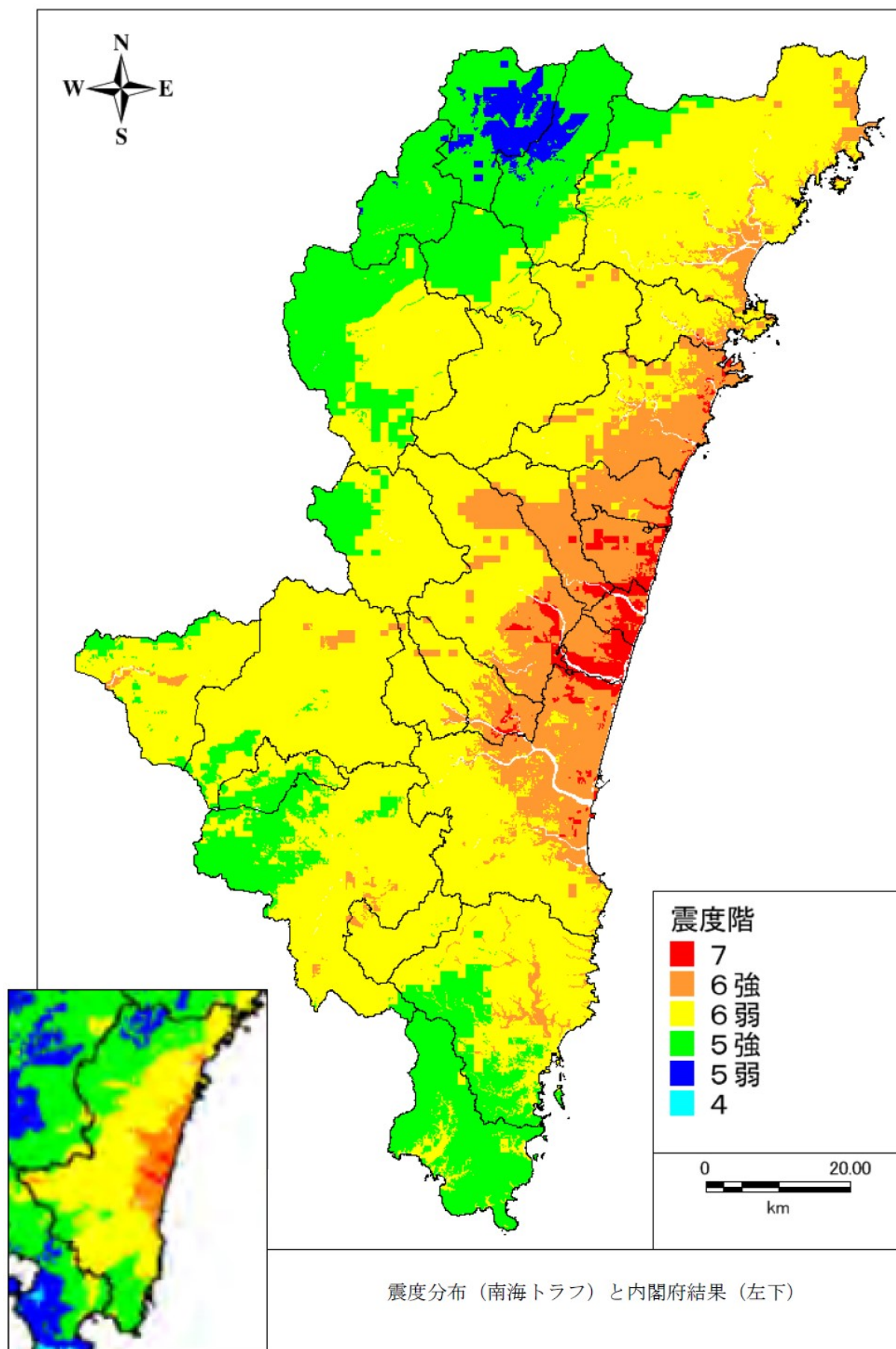


(出典：宮崎県地域防災計画)

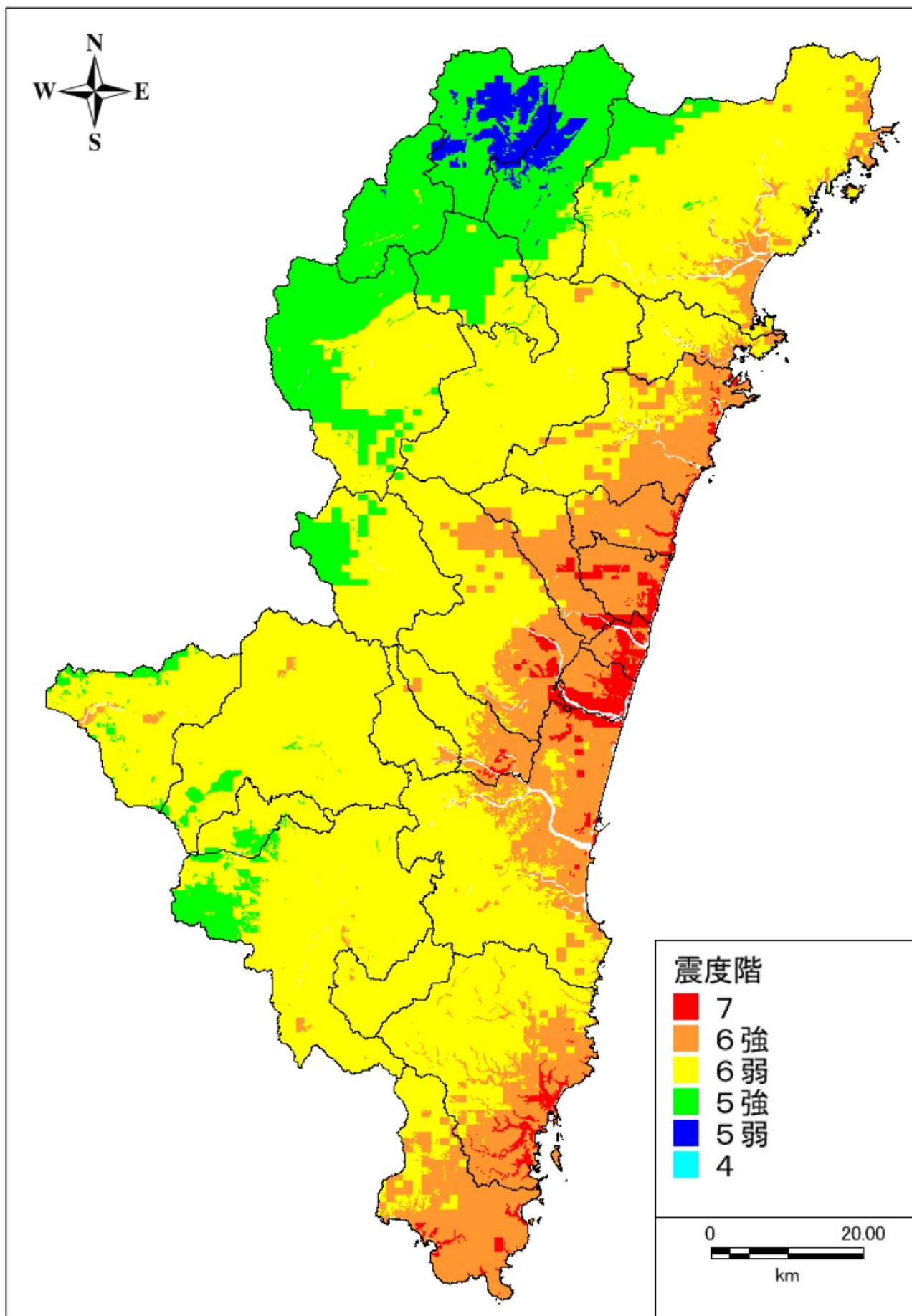
4 震度分布図（東南海－南海地震） 図 - 4



(出典：内閣府ホームページ)

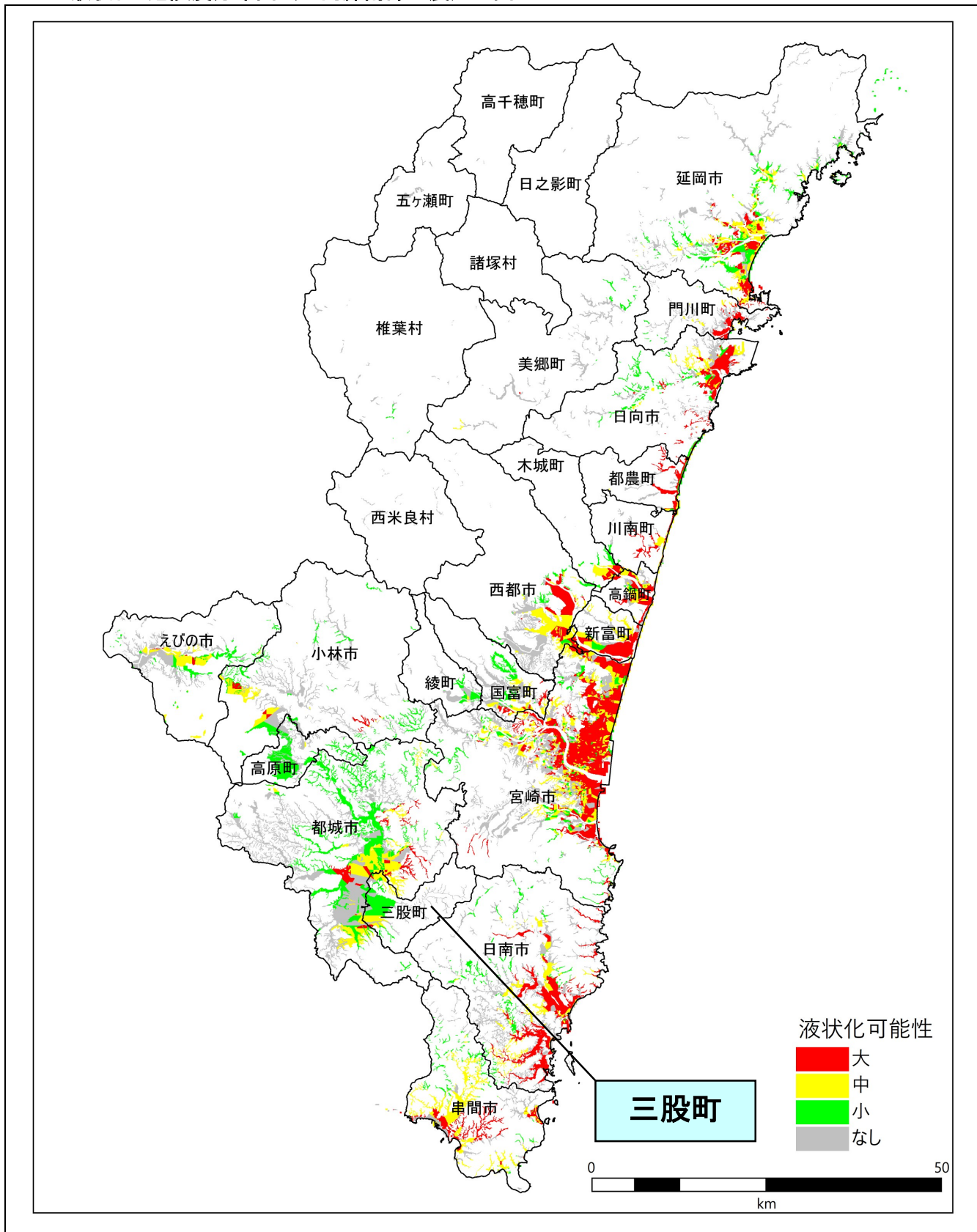


（出典：宮崎県地域防災計画）



(出典：宮崎県地域防災計画)

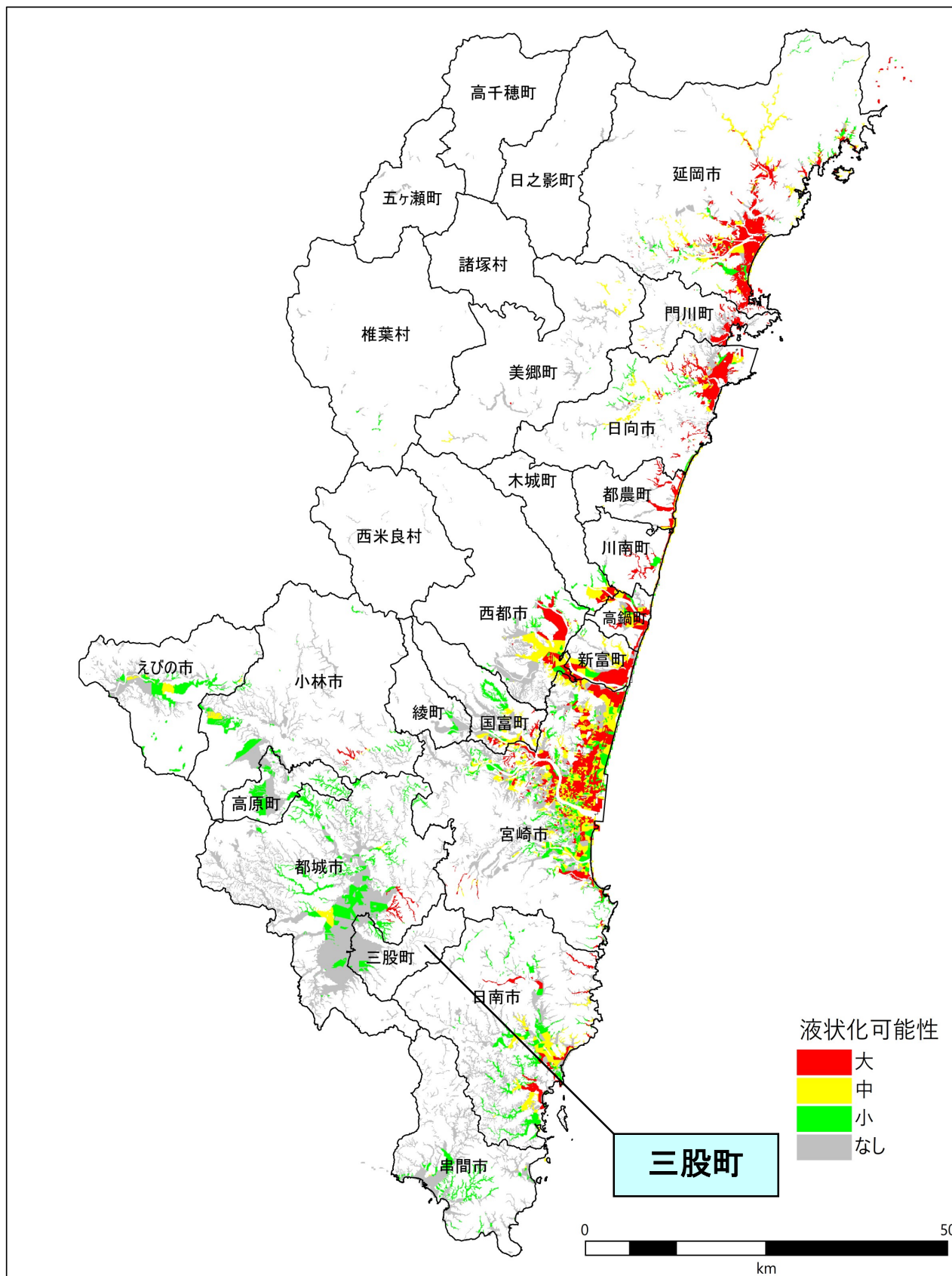
7 液状化^①危険度分布図（日向灘南部地震） 図-7



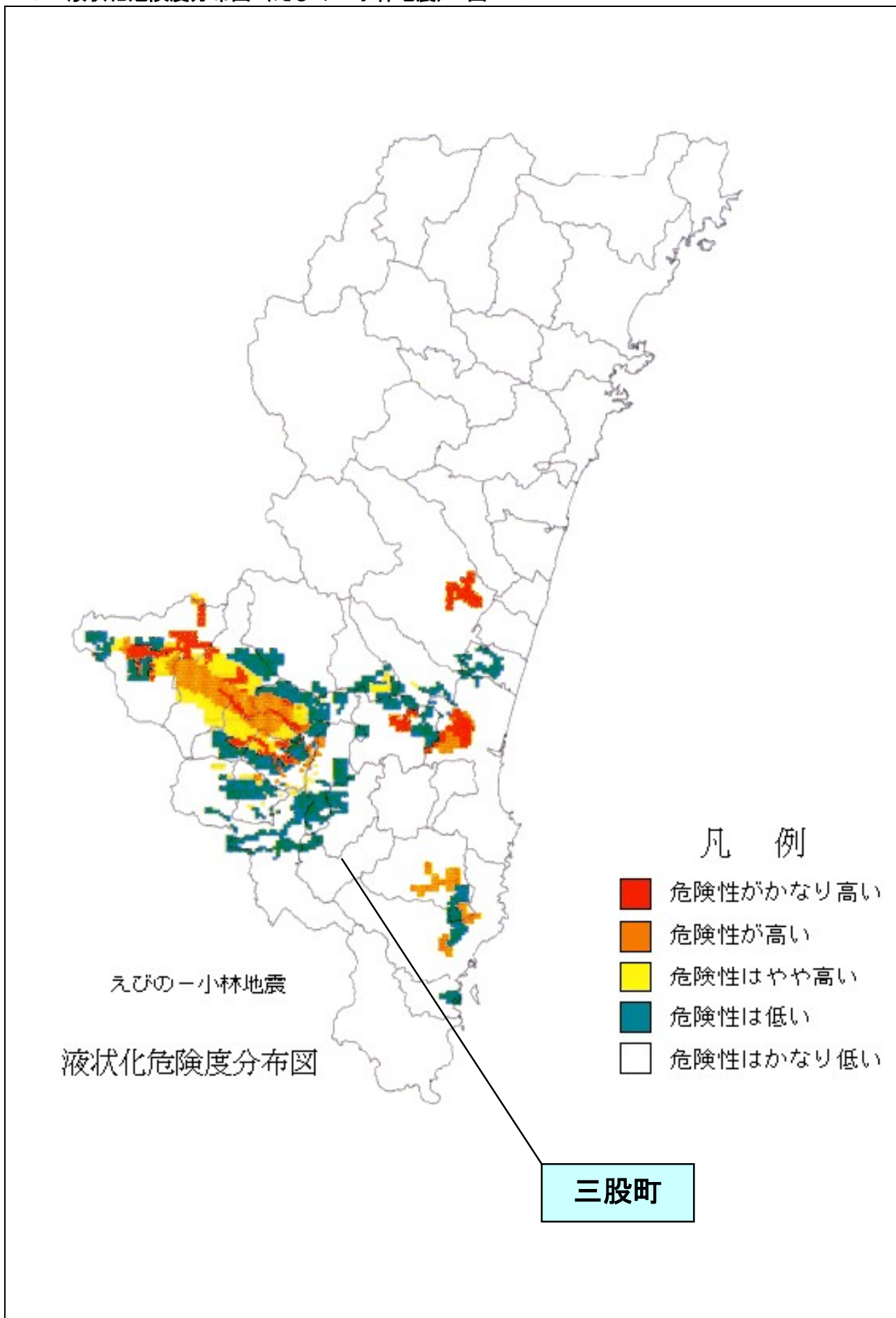
（出典：令和2年度宮崎県地震・津波被害想定更新調査業務（日向灘地震）報告書）

^① 液状化：地震の際に地下水位の高い砂地盤が、振動により液体状になる現象。これにより比重の大きい構造物が埋もれ、倒れたり、地中の比重の軽い構造物(下水管等)が浮き上がったりする。

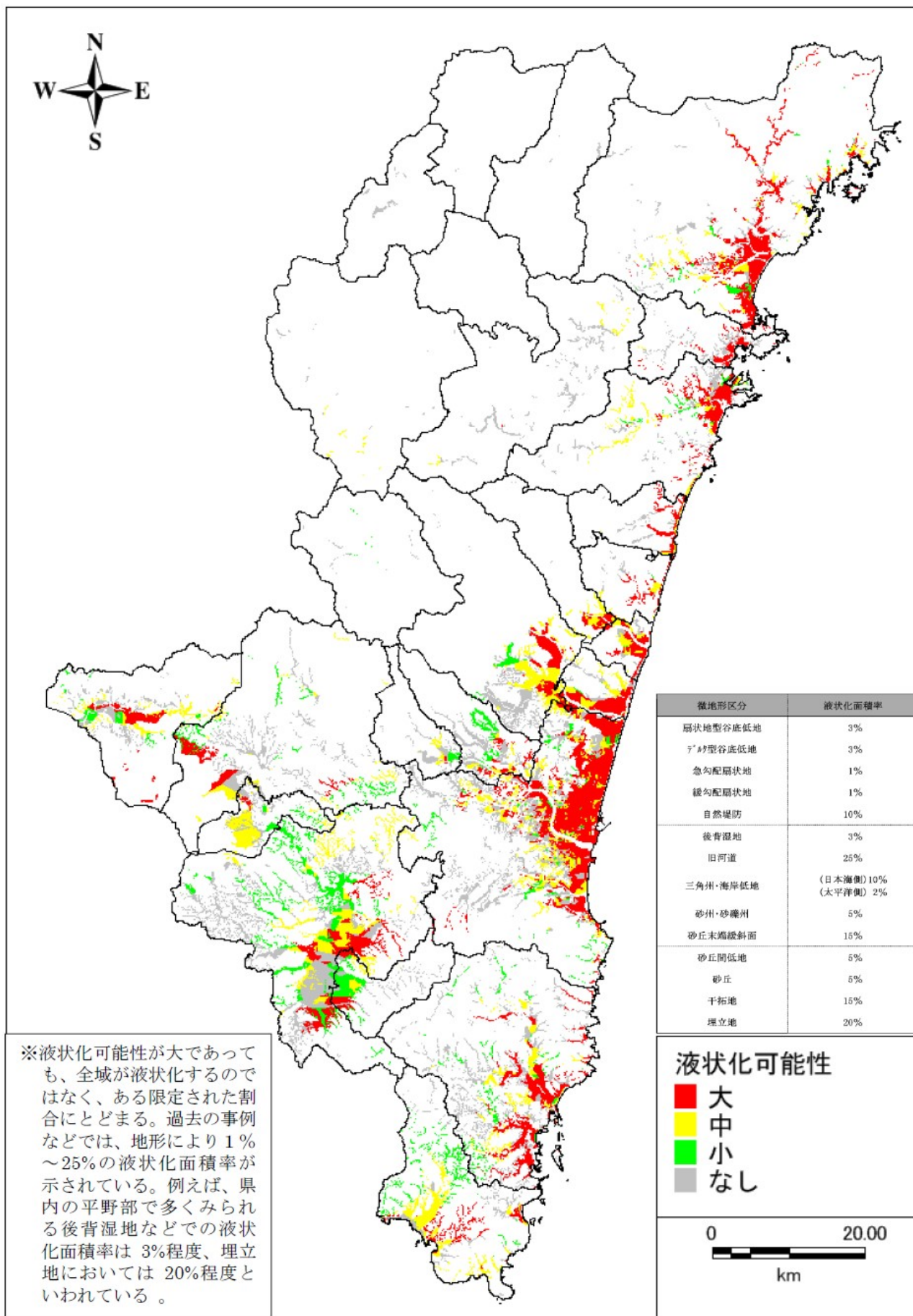
8 液状化危険度分布図（日向灘北部地震） 図 - 8



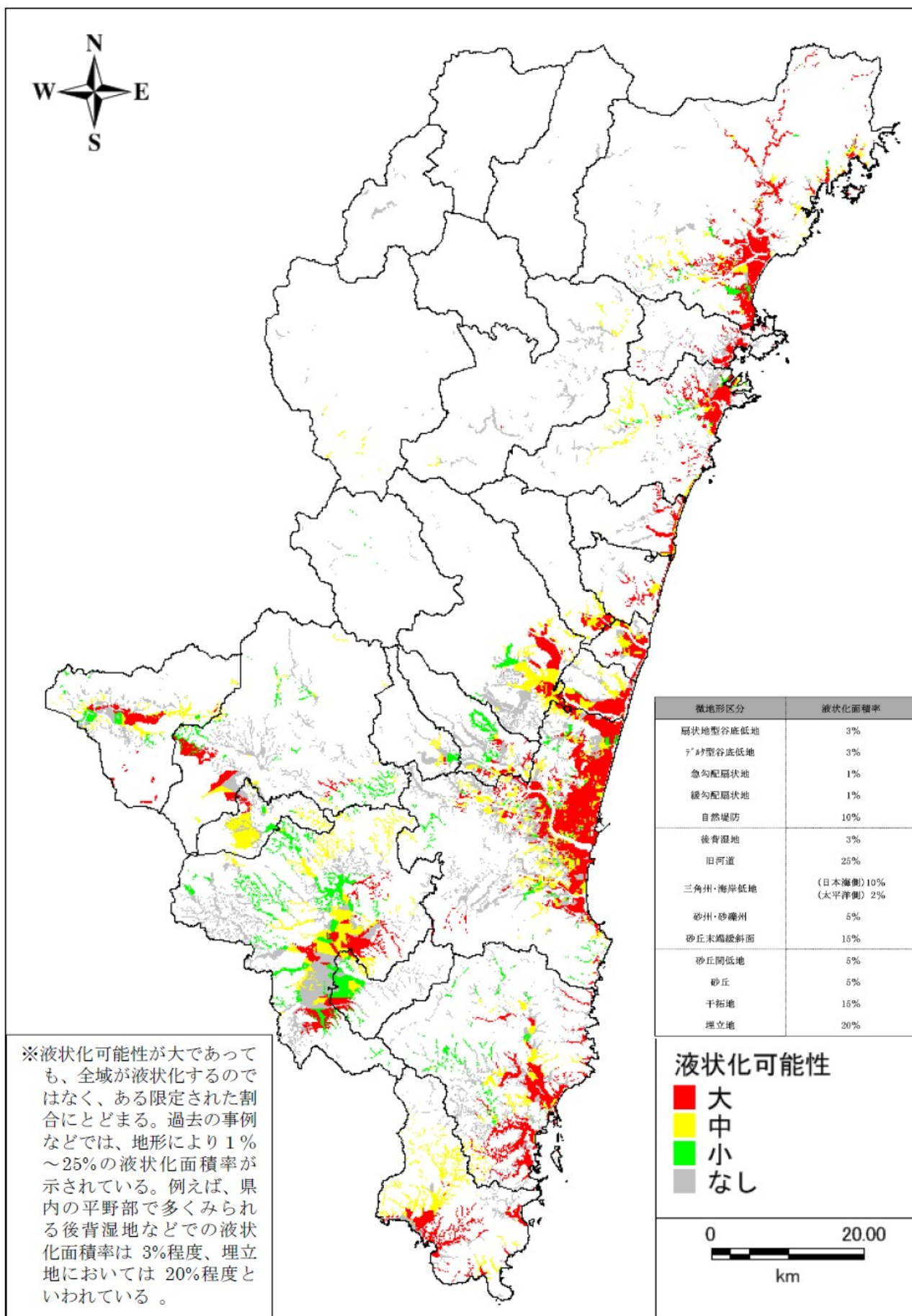
(出典：令和2年度宮崎県地震・津波被害想定更新調査業務（日向灘地震）報告書)



(出典：宮崎県地震被害想定調査報告書 概要版)



(出典：宮崎県ホームページ)



(出典：宮崎県ホームページ)

緊急輸送道路ネットワーク計画図

● 第1次緊急輸送道路ネットワーク

県庁所在地、地方中心都市および重要港湾、空港等を連絡する道路

● 第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と市町村役場（支所含む）、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路

【2次ネットワーク路線】

番号	路線名
1	一般国道265号
2	一般国道269号
2	国道269号B P
3	一般国道327号
4	一般国道388号
5	一般国道446号
6	一般国道447号
7	一般国道448号
8	一般国道503号
9	宮崎停車場線
10	宮崎強木線
11	宮崎高鍋線
12	都城之郷線
13	市木串間線
14	都城車人線
15	都城霧島公園線
16	都城野尻線
17	高城山田線
18	三股高鍋線
19	荒武新宮線
20	稲葉崎平原線
21	北川北浦線
22	竹田五ヶ瀬線
23	大久保木崎線
24	田ノ平線
25	都井西方線
26	高岡線
27	川南港線
28	高鍋美々津線
29	古江丸市尾線
30	宮崎駅東通線
31	湯浜海岸線
32	市振空野浦線
33	岩神西線
34	漁港道路 都井港
35	漁港道路 川南港
36	漁港道路 北浦港

凡例	
■	県庁
●	地域中心都市
●	市町村役場（支所含む）
—	第1次ネットワーク
—	第2次ネットワーク
---	第1次ネットワーク（未供用）R3.3.31時点
---	第2次ネットワーク（未供用）R3.3.31時点
○	耐震強化岸壁

1次ネットワーク路線延長	1307 km（62路線）
2次ネットワーク路線延長	563 km（36路線）
総路線延長	1870 km（94路線）
※1次・2次混合（4路線）	



三股町

（出典：みやざきの道路 2021）

1.3 耐震改修促進法における規制対象一覧 (※義務付け対象は旧耐震建築物)

特定既存耐震不適格建築物の種類		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
学校	小中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	2階以上かつ1,000㎡以上	2階以上かつ1,500㎡以上	2階以上かつ3,000㎡以上
	上記以外の学校	3階以上かつ1,000㎡以上		
体育館(一般公共の用に供されるもの)		1階以上かつ1,000㎡以上	1階以上かつ2,000㎡以上	1階以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場等の運動施設		3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ2,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所		3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ2,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場		3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ2,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
集会場、公会堂		3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ2,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
展示場		3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ2,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
卸売市場		3階以上かつ1,000㎡以上		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ2,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館		3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ2,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿		3階以上かつ1,000㎡以上		
事務所		3階以上かつ1,000㎡以上		
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム等に類するもの		2階以上かつ1,000㎡以上	2階以上かつ2,000㎡以上	2階以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター等に類するもの		2階以上かつ1,000㎡以上	2階以上かつ2,000㎡以上	2階以上かつ5,000㎡以上
幼稚園、保育所		2階以上かつ500㎡以上	2階以上かつ750㎡以上	2階以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ2,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
遊技場		3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ2,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
公衆浴場		3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ2,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール等に類するもの		3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ2,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行等、サービス業を営む店舗		3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ2,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
工場(危険物の貯蔵場又は処理場を除く。)		3階以上かつ1,000㎡以上		
車両の停車場又は船舶、航空機の発着場等で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ2,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
自動車庫など自動車の停留又は駐車のための施設		3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ2,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
保健所、税務署など公益上必要な建築物		3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ2,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で規定するもの	500㎡以上	1階以上かつ5,000㎡以上
避難路沿道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)
防災拠点である建築物				耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物